

オーストラリア産ブルーベリーに対する輸入検査の強化について

検疫所におけるモニタリング検査の結果、オーストラリア産生鮮ブルーベリーから、残留基準値を超えるマラチオンの検出が確認されました。このため、本日、オーストラリア産ブルーベリーに対し、食品衛生法第15条3項に基づく検査命令を実施することとしましたので、お知らせします。

なお、検疫所においては、輸入者に対して、全量について廃棄又は積み戻し等の指示を行うとともに、貨物の収穫地、生産者及び農薬の使用状況等について調査するように指導を行ったところです。

経緯

(1) 11月1日 1回目の違反
品名：生鮮ブルーベリー
届出数量及び重量：890カートン、1,335kg
検出農薬：マラチオン 0.85ppm (基準値：0.5ppm)
届出先：成田空港検疫所

(2) 11月25日 2回目の違反
品名：生鮮ブルーベリー
届出数量及び重量：448カートン、672kg
検出農薬：マラチオン 0.67ppm (基準値：0.5ppm)
届出先：成田空港検疫所

参考

オーストラリア産ブルーベリー輸入実績

輸入届出重量

平成14年1月1日～平成14年11月25日

	届出件数	検査件数	輸入届出重量
生鮮・冷蔵	305件	61件	236,102 kg
冷凍	3件	0件	330 kg